

安平町生涯学習計画 第3期計画(案)に関する意見募集

安平町生涯学習計画 第3期計画(案)について、パブリック・コメント手続きを実施しますので、お気づきの点やご意見をお寄せください。

安平町総合計画を上位計画とし、教育分野(子育て・学校教育・社会教育)における個別計画として位置づけ、安平町の生涯学習を推進する視点と施策を明らかにする「生涯学習計画」第3期計画の策定に向けて進めています。つきましては、計画案に町民皆様のご意見を反映させ、より良いものにするため、以下のとおりご意見を募集します。

1 意見募集の対象

安平町生涯学習計画 第3期計画(案)

2 公表する資料

安平町生涯学習計画 第3期計画(案)

3 資料の閲覧方法等

①下記の場所において閲覧できます。

- ・教育委員会事務局社会教育グループ(総合庁舎)
- ・教育委員会事務局総合教育グループ(追分公民館)

②町ホームページに掲載しています。

※町ホームページをご覧になれない方は、下記までお問合せください。郵送などでお届けします。

4 意見の提出方法及び場所

別添の意見記入票により提出してください。意見記入票と同様の項目を記述している場合は、任意による書面でも構いません。

①持参：下記へ提出願います。

- ・教育委員会事務局社会教育グループ(総合庁舎)、教育委員会事務局総合教育グループ(追分公民館)

②郵送：安平町教育委員会事務局(総合庁舎)へ郵送してください。

③ファクシミリ：提案書を下記へ送信ください。

総合庁舎 教育委員会事務局 FAX ㊟ 7030

④電子メール：提案書を添付もしくはメール本文等によりメール送信ください。

教育委員会事務局：sk-kyouiku@town.abira.lg.jp

※正確な意見内容を把握したいため、お電話による意見は受け付けません。

5 意見募集期間

3月18日(水)17時15分まで

①持参の場合：月～金(祝日を除く) 8時30分～17時15分

②郵送の場合：3月18日(水)付けの消印まで有効

③ファクシミリ、電子メールの場合：24時間受付(土、日、祝日含む)

意見募集期間の締切日は、3月18日17時15分まで。

6 提案対象者

安平町町民参画推進条例第2条に規定する「町民」を対象とします。

①町内に居住または通勤・通学している方

②町内において事業を行い、または活動を行う個人または法人その他団体

7 意見集約による公表及び意見に対する応答

意見集約後、寄せられた意見と町の考え方等について、公表します。

①下記において公表します。

- ・教育委員会事務局社会教育グループ(総合庁舎) ・教育委員会事務局総合教育グループ(追分公民館)

②町ホームページに掲載します。

8 その他

①提案書については、提案について詳しく内容をお聞きする場合や、町で協議した結果等をお知らせする時のため、住所・お名前・ご連絡先を必ず記載してください。

②募集の対象案件と直接関係のないご意見等については、パブリック・コメントの意見として取り扱わない場合があります。

9 問合せ

教育委員会事務局社会教育グループ(〒059-1595 安平町早来大町95番地)

☎ ㊟ 7036 FAX ㊟ 7030 Email: sk-kyouiku@town.abira.lg.jp